

～令和8年度小学校及び義務教育学校（前期課程）に
ご入学予定のお子様の保護者の皆様へ～

就学援助費

新入学用品費の入学前支給のお知らせ

1 問合せ先

教育委員会 教育総務課 学事係
〒959-1192 三条市新堀1311番地
電話 0256(45)1118



三条市では、経済的にお困りのご家庭に、小・中学校又は義務教育学校でかかる費用（学用品費、学校給食費など）の一部を援助する就学援助制度を設けています。

そのうち、小学校及び義務教育学校に入学するお子様の入学準備に充ていただくための「新入学用品費」を入学前（3月下旬）に支給しています。

2 支給対象となる方

※生活保護を受給している方は、同様の費用が保護費から支給されますので、この手続きは必要ありません。

以下の条件にすべて該当する方

- (1) 令和8年1月1日時点で三条市に住所を有する保護者
- (2) 令和8年4月に小学校又は義務教育学校（特別支援学校は除く）に入学を予定しているお子様の保護者
- (3) 「令和7年度就学援助制度」の認定基準で、「準要保護」の基準に該当する保護者

《令和7年度準要保護認定基準》

- (1) 世帯全員（住民票上同一の方全員）が市民税非課税（所得割・均等割がともに0円）のご家庭
- (2) 市民税の減免を受けたご家庭
- (3) 児童扶養手当の支給を受けているご家庭
- (4) 世帯全員の前年の合計所得の合計額が市が定める基準以下のご家庭
- (5) その他上記に準ずると教育委員会が認めたご家庭

（国民年金保険料の減免や生活福祉資金の貸付を受けたご家庭など）※減免通知や貸付通知の写し添付

3 支給額・支給時期・認定（否認定）通知

- 支給金額：57,060円（お子様1人につき）
- 支給時期：3月下旬頃予定（申請者様の口座へ振込みます。）
- 認否通知：2月中旬頃予定（ご自宅へ郵送します。）

4 申請方法

- 「新入学用品費援助申請書」に必要事項を記入し、お子様1人につき1枚提出してください。
(添付書類が必要な場合があります。)

■ 提出期限：令和8年1月23日(金)

■ 提出先：①～③いずれかの窓口へ提出してください。

①(三条庁舎) 市民総合窓口

②(栄庁舎) 教育委員会教育総務課(郵送での提出も可能)

③(下田庁舎) 総務グループ

※入学予定の学校へは提出できませんので御注意ください。



5 注意事項

- 今回、提出漏れや審査の結果で否認となった場合でも、「令和8年度就学援助制度」で「準要保護」の認定を令和8年4月1日時点で受けた場合は、入学後に「新入学用品費」が支給されます。ただし重複支給はされません。

- 転入者で既に前住所地において新入学用品費の入学前支給を受けている場合は、本市では支給対象外となります。

- 令和6年中の市民税・所得税の申告がお済でない方は、所得状況が確認できません。

必ず税務署又は税務課で申告をお願いします。収入がない場合も申告が必要です。

(ただし、税法上の扶養に入っている場合は申告の必要はありません。)

- 令和7年1月1日に三条市外に住民登録がある場合は、所得状況の確認ができません。

令和7年1月1日現在の住所地の市町村が発行する令和7年度(令和6年分)の所得・課税証明書をとり寄せ提出してください。

6 令和8年度就学援助申請について

今回、新入学用品費の入学前支給を申請して認定を受けられた方でも、令和8年度の学用品費や学校給食費など他の費目の援助を希望される方は、別途令和8年度就学援助の申請が必要です。(入学式やHPでご案内します。)



なお、所得審査の基準年が異なるため、新入学用品費入学前支給は受給できても、他の援助費目については受給できない場合があります。

【三条市が定める世帯の合計所得（基準額）の目安】※年齢や世帯の人数により異なります。

《持家の場合》

家族構成 [例]		世帯の合計所得金額の合計 (基準額) [令和6年中の収入から計算した所得]
2人	母 (30 歳代)、子 (小学生)	1 9 3万円程度以下
3人	父 (40 歳代)、母 (30 歳代)、子 (小学生)	2 5 4万円程度以下
4人	父 (40 歳代)、母 (30 歳代)、子 (小学生)、子 (中学生)	3 3 9万円程度以下
5人	父 (40 歳代)、母 (30 歳代)、子 (小学生)、 祖父 (70 歳代)、祖母 (60 歳代)	3 5 4万円程度以下

※所得とは、給与所得の場合は給与所得控除後の金額を、事業所得の場合は必要経費差引後の金額をいいます。



~Q&A~

Q. 小学校入学前に市外へ引っ越し、就学予定校も市外です。申請はできますか？

A. 三条市に住所を有している方が対象です。転出予定の方は、転出先の教育委員会へ御相談ください。

Q. 新入学用品費（入学前支給）が支給されたら、令和8年度の就学援助費（通年）も自動で支給してもらえますか？

A. 自動支給はされません。
新入学用品費（入学前支給）と令和8年度の就学援助は、所得審査の基準年が異なるためそれぞれ申請が必要です。

Q. 所得に関する書類はいつの時期の分が必要ですか？

A. 新入学用品費（入学前支給）の申請は、令和6年分の所得で審査します。
令和8年度の就学援助は、令和7年分の所得で審査します。

Q. 新入学用品費（入学前支給）の申請を忘れたのですが、もうもらえませんか？

A. 令和8年度就学援助申請をしていたら、4月1日認定となれば支給します。
支給は8月となります。

Q. 祖父母やおじと同居しています。祖父母らの所得も加算されますか？

A. はい。同一世帯であれば祖父母らの所得も加算します。また、単身赴任や進学等で住民登録上別であっても生計同一であれば加算しますので、住民登録や世帯分離に関わらず、同一世帯との認識であれば申請書に全員を記載してください。

Q. 中学校に入学予定の子供がいます。中学校分の新入学用品費の入学前支給は行っていないのですか？

A. 小学6年生の3月1日時点で就学援助準要保護の認定を受けている方を対象に、他の援助費目と一緒に3月に支給します。